

南 福 第 1072 号  
令和4年11月21日

自治会町内会長 各位

横浜市南区長

### 横浜市保健活動推進員の推薦について（依頼）

時下 ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

平素から、区政の推進に格別の御高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、現在委嘱している保健活動推進員の方々は、令和5年3月末日をもちまして任期満了となります。

つきましては、新たに保健活動推進員を委嘱するため、御多用のところ恐縮ですが、次により推薦くださいますようお願い申し上げます。

#### 1 任期

2年間（令和5年4月1日から令和7年3月31日まで）

※ただし、再任を妨げません。

#### 2 保健活動推進員の活動

「地域における健康づくり活動」に従事していただきます。

詳しくは、添付の「横浜市保健活動推進員の活動」を御覧ください。

推薦される予定の方には「各自治会町内会から、保健活動推進員に推薦される予定の皆様へ」をお渡しください。

#### 3 推薦要件

横浜市民で、次の要件を満たす方を推薦してください。

- (1) 健康づくりに関心があり、地域で健康づくり活動を実施する意欲がある方
- (2) 任期の2年間を通して活動ができる方
- (3) 地域の各種団体・機関や住民と連携し、自主的に活動ができる方
- (4) 福祉保健センターが実施する健康づくり関係事業に、積極的に参画できる方
- (5) 委嘱時（令和5年4月1日現在）に、原則78歳未満の方

#### 4 推薦依頼人数

 人

#### ※推薦依頼人数の考え方

各自治会町内会から1名を目安とし、加入世帯数が概ね250を超えるごとに更に1名の追加推薦をいただきたいと考えております。

なお、追加推薦が難しい場合は、御相談いただくようお願いします。

#### 5 推薦方法

各自治会町内会で、必要に応じ、現在委嘱されている地区保健活動推進員会会長などと御協議のうえ、添付「保健活動推進員推薦名簿」により区長あて推薦してください。

名簿には住所などの個人情報に記載されていますので、取り扱いには十分御注意をお願いします。

#### 6 推薦の期日および提出先

- (1) 推薦の期日 令和5年2月24日（金）必着
- (2) 提出先 南区役所福祉保健課健康づくり係

#### 7 添付資料

- (1) 保健活動推進員推薦名簿＋返信用封筒
  - (2) 横浜市保健活動推進員の活動
  - (3) 【参考】令和3年度第14号南区保健活動推進員だより
  - (4) 各自治会町内会から保健活動推進員に推薦される予定の皆様へ
- ※(4)について推薦を受ける方にお渡しください。

担当：南区福祉保健センター  
福祉保健課健康づくり係 坪内・生方  
電話：045-341-1185

令和 年 月 日

横浜市

区長

推薦団体(自治会町内会名)

代表者氏名

電話番号

## 保健活動推進員推薦名簿

(任期：令和5年4月1日～令和7年3月31日)

先に依頼のありましたこのことについて、次のとおり推薦します。

| ふりがな<br>氏名 | 住所（町名から） | 電話番号 | 満年齢<br>(R5. 4. 1) | 新任・再任<br>の別 |
|------------|----------|------|-------------------|-------------|
|            |          |      |                   | 新           |
|            |          |      |                   | 再           |
|            |          |      |                   | 新           |
|            |          |      |                   | 再           |
|            |          |      |                   | 新           |
|            |          |      |                   | 再           |
|            |          |      |                   | 新           |
|            |          |      |                   | 再           |

### 【お願い】

推薦事項に異動がある場合は、ただちに区の福祉保健課に連絡をし、変更の手続きをとってください。

名簿には住所などの個人情報に記載されていますので、取り扱いには十分に御注意をお願いします。

#### 保健活動推進員の推薦要件

横浜市民で

- (1) 健康づくりに関心があり、地域で健康づくり活動を実施する意欲があること
- (2) 任期の2年間を通して活動ができること
- (3) 地域の各種団体・機関や住民と連携し、自主的に活動ができること
- (4) 福祉保健センターが実施する健康づくり関係事業に、積極的に参画できること
- (5) 委嘱時（令和5年4月1日現在）に、原則78歳未満であること

# 横浜市保健活動推進員の活動

【令和4年9月】

## 1 保健活動推進員とは

保健活動推進員は、自治会町内会の推薦により市長が委嘱をします。地区単位や区単位で活動する地域の健康づくりの推進役で、行政の健康づくり施策のパートナーです。

## 2 保健活動推進員の活動内容

健康づくりを自ら実践するとともに、それを周囲の人に広め、地域全体で健康づくりに取り組んでいく活動を行っています。

【まずは】ご自身の健康づくりと周囲の方への働きかけをお願いしています

### 自分の健康づくり

①健康づくりについて基礎知識を身につける

②自分の健康状態を知る

例：研修の受講、健診・検診の受診等

③自ら正しい生活習慣を実践する

例：運動の習慣化等

### 周囲への働きかけ

④家族・知人に健康づくりを働きかける

例：研修内容を伝える、健診・検診への参加を呼び掛ける  
地域での健康講座（学習会、講演会、体操教室）の案内等

【次に】地域のための活動をお願いしています

### 地域住民の健康づくり支援

⑤福祉保健センターと連携し、健康づくりに取り組みやすい環境づくりを行う

例：区福祉保健センターの健康づくり事業への協力  
地域の健康課題やニーズを福祉保健センターへ発信  
住民への健康情報の提供、啓発活動（タバコの害、健診・検診など）

【さらに・・・】ベテラン・リーダー的な推進員になったら

### 地域ぐるみで健康づくりを推進する風土づくり

⑥健康づくりを定着させる仕組みをつくる

例：持続的、自律的な活動とするための組織運営、組織づくり、担い手の育成  
地域の課題解決に向けた活動、様々なグループと連携した活動の展開

## 3 横浜市保健活動推進員会の令和4年度の活動テーマ

重点取組テーマとして掲げた「重症化予防のための特定健診・がん検診の普及啓発」に加え、「ウォーキングポイント事業への協力と推進」「禁煙・分煙・受動喫煙防止の推進」「ロコモ対策の推進」「認知症について（理解と予防）」「歯科口腔保健の推進」「感染症予防に関する普及啓発」に取り組んでいます。

## 4 研修・表彰式

健康に関する知識や情報を得ていただくため、区や市で研修を実施します。永年にわたって活動していただいた方への勤続表彰等の制度があります。

# 保健活動推進員だより

発行日 2022年3月  
発行 南区保健活動推進員会  
住所 南区浦舟町2-33  
電話 045-341-1185



## 新しいメンバーになりました

令和3年4月20日、南区保健活動推進員委嘱式が執り行われました。  
今回は参加者を各地区保健活動推進員正副会長のみとする縮小しての開催となりました。  
南区では総勢276名(令和3年5月23日時点)の保健活動推進員が活動しています。

### 南区保活キャッチコピー

広げよう  
健康の笑(wa)

私たち保健活動推進員(略して“保活”)は、地域の健康づくりのサポーターです。自治会・町内会の推薦を受け、市長から委嘱されています。地域の健康づくりの推進役、横浜市の健康施策のパートナーとして、地域において生活習慣病予防などの健康づくりを行っています。

### 南区保健活動推進員 (16地区 会長・副会長の集合写真)



### 地区活動紹介

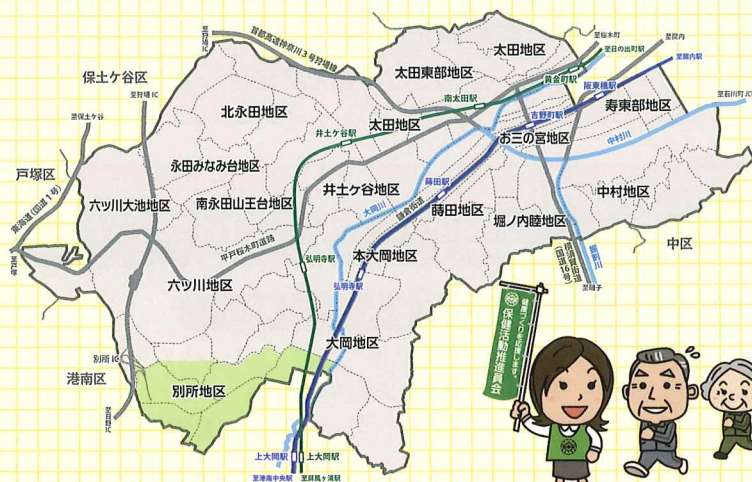
南区保健活動推進員は、**16地区**それぞれに特色のある活動をしています。今回は、そのうち**別所地区**の活動を紹介します！



南区マスコットキャラクター  
みなっち

### 別所地区

例年、商業施設での健康測定会や健康ウォーキング、ノルディックウォーキングなどを開催しています。今年度は幅広い世代の方の身体を動かす機会として新たにボッチャ競技を始めました。「体力がなくてもできる」「簡単なようで難しい」との声が聞かれています。今後も感染予防対策をしながら健康づくりに取り組んでいきます。





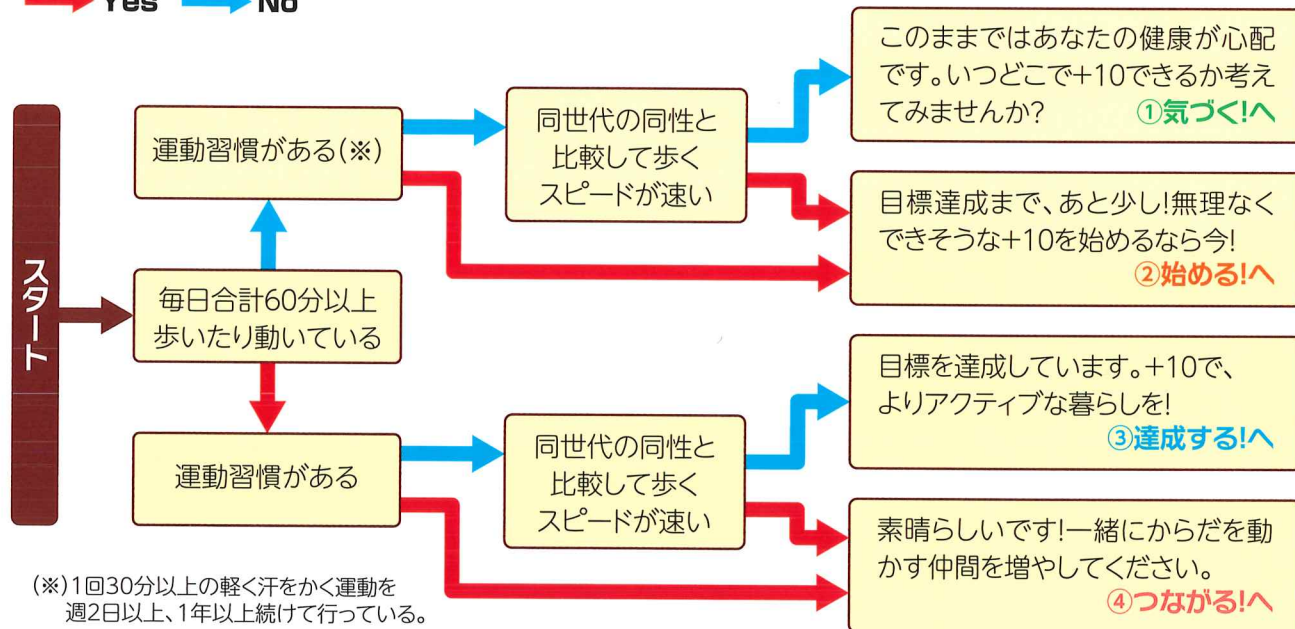
# +10で健康寿命をのばしましょう!



+10とは、今より10分多くからだを動かすことです。  
新型コロナウイルスの影響で外出機会が減ると、身体活動量も減って運動不足につながります。  
今より10分多くからだを動かして健康寿命をのばしましょう。

## あなたは大丈夫?健康のための身体活動チェック

→ Yes → No



### ① 気づく!

からだを動かす機会や環境は、身の回りにたくさんあります。  
ご自身の生活や環境を振り返ってみましょう。

### ② 始める!

今より少しでも長く、元気にからだを動かすことが健康への第一歩です。  
+10から始めましょう。

### ③ 達成する!

1日合計60分、高齢の方は1日合計40分、元気にからだを動かすことが目標です。  
体力アップを目指しましょう。

### ④ つながる!

家族や仲間と+10を共有しましょう。一緒に行くと、楽しさや喜びが一層増します。

厚生労働省アクティブガイドより



+10を  
するために

- 散歩をする
  - 自転車や徒歩で通勤する
  - 階段を使う
  - 地区のウォーキングに参加する
  - 運動施設を利用する
- などに取り組んでみましょう!

## 1年に1回は「けんしん」を受けましょう!

### ● 特定健診

生活習慣病の予防に着目した健診内容です。

### ● 横浜市がん検診

病気を早期発見し、適切な治療につなげます。

### 特定健診・がん検診に関するお問い合わせは

横浜市けんしん専用ダイヤル

電話:664-2606 FAX:663-4469

【受付時間】8:30~17:15 月~土(祝・年末年始除く)

保健活動推進員の活動等についての説明です。

推薦を受ける予定の方、推薦を受けた方は必ずお読みください。

## 各自治会町内会から、保健活動推進員に推薦される予定の皆様へ



### 保健活動推進員とは？

保健活動推進員は、自治会町内会の推薦を受けて市長に委嘱され、地域の健康づくり活動の推進役、横浜市の健康づくり施策のパートナー役として、地域において生活習慣病予防などの健康づくり活動を行います。

任期は4月から2年間です。

### どんな活動をするの？

研修などを通じて健康について学び、自分の健康づくりとともに、地域の健康づくりのための活動に、出来る範囲で取り組みます。

#### 活動例

- ・健康づくりに関する研修会へ参加
- ・健康チェック、体力測定の実施
- ・ウォーキング、体操教室の開催
- ・タバコの害の啓発活動 など



### どうやって活動するの？

地区・区単位で組織する保健活動推進員会で活動計画を立て、他の保健活動推進員と一緒に活動します。健康づくりを行う地域の団体等と共同で実施することもあります。

区役所が主催する健康づくり事業に参加協力することもあります。

(活動例：区民まつりでの健康測定、健（検）診の普及啓発など)

個人に対する報酬はありませんが、活動経費（実費）に対する補助があります。

区役所が主催する育成研修を受講し、健康や地域での活動について学べます。

研修等の受講や活動の実践により、保健活動推進員自ら、健康づくりが出来ます。

地域の皆さんが健康になることにより、いきいきとした活力ある地域になります。

地域での活動を通じて、住民同士につながりが生まれ、支えあって暮らせる地域になります。

### 活動保障について

保健活動推進員の皆様が安心して活動できるようにするため、活動中や活動前後の移動途中でケガをした場合、相手にケガを負わせてしまった場合、器物を破損してしまった場合に備え、社会福祉法人全国社会福祉協議会ボランティア活動保険、横浜市市民活動保険に横浜市が加入しています。

### 個人情報の取扱いについて

自治会町内会から区役所に提出いただく「推薦名簿」には、委嘱及び事務連絡のために必要な最小限の個人情報を記載させていただきます。活動に必要な場合は、保健活動推進員会で、皆様のお名前と連絡先を記載した名簿を作成し、会の中で配布することもあります。

南 地 振 第 1013 号

令和 4 年 11 月 21 日

自治会町内会長 各位

南 区 長

令和 4 年度自治会町内会役員区長感謝状贈呈候補者の推薦について（依頼）

晩秋の候 ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

平素から、市政・区政の運営に御協力いただき厚くお礼申し上げます。

さて、日ごろ、住民組織の維持・発展のため御活躍いただいている自治会町内会役員の方々の労苦に感謝の意を表するため、感謝状を贈呈したいと存じますので、次の基準により、候補者の推薦をお願い申し上げます。

1 推薦基準

自治会町内会の副会長、役員（部長職以上）として、通算 10 年以上勤続している方及び過去に勤続していた方

ただし、すでに当表彰を受けた方は除きます。

2 基準日

令和 5 年 3 月 31 日現在で、通算 10 年以上勤続の方

3 推薦方法

令和 4 年 12 月 13 日（火）までに、別紙推薦書を御提出ください。

提出方法：推薦書に御記入のうえ、同封の返信用封筒によるご返送または、  
窓口まで御提出ください。

南区役所地域振興課地域活動係

担当：堀、稲垣

電話：341-1235

令和4年度自治会町内会役員区長感謝状贈呈候補者推薦書

連 合 町 内 会 名

自治会町内会名

会 長 名

感謝状に氏名を記載いたしますので、本人に御確認のうえ、楷書でお書きください。  
自治会町内会名も省略せず、正式名称で記入してください。

| ふ り が な<br>氏 名 | 住 所<br>電 話 番 号    | 在 職<br>年 数 | 役 職 名 |
|----------------|-------------------|------------|-------|
|                | 南区<br>電話 (      ) | 年          |       |
|                | 南区<br>電話 (      ) | 年          |       |
|                | 南区<br>電話 (      ) | 年          |       |
|                | 南区<br>電話 (      ) | 年          |       |
|                | 南区<br>電話 (      ) | 年          |       |

◎令和4年12月13日（火）までに御提出いただきますようお願いいたします。

地区連合自治会町内会長

自治会町内会長

各位

南区連合町内会長連絡協議会

会長 吉井 肇

## 令和 5 年度地区懇談会の開催について（依頼）

向寒の候、皆様におかれましては益々御清栄のこととお慶び申し上げます。

さて南区では、地域における課題を地域住民で共有し、行政も共に考え話し合う場として、連絡協議会の主催により地区懇談会を開催しております。

つきましては、令和 5 年度の地区懇談会開催に向け、次のとおり各地区連合で調整を進めていただきますよう、お願い申し上げます。

### 1 開催日・会場について

#### （１）開催日

事前にご確認いただいた日程（別紙 1）のとおりに開催いただきますようお願いいたします。

#### （２）会場と開始時間

会場と開始時間が決まりましたら、12月20日（火）までに事務局へお知らせください。御連絡がない場合は、事務局より確認の連絡をいたします。

会場予約につきましては、地区センターについては、事務局で手続きを行います。その他施設で開催される場合は、各地区連合での手続きをお願いいたします。なお、開催にあたりましては、施設で定めている利用ルール（定員など）を厳守してください。

### 2 議題について

#### （１）議題の設定

定例会等におきまして、地域全体で話し合うべきもの又は共有すべきものを「議題」として設定してください。

※議題設定にあたっては、特定箇所に関する要望（交通安全、防犯灯や道路の補修など）については、まずは所管部署（別紙 2 裏面）に御相談ください。

#### （２）議題の提出

来年度の議題がお決まりになりましたら、令和 5 年 2 月 28 日（火）までに事務局に議題提出シート（別紙 2）を御提出いただきますようお願いいたします。

### 3 当日の開催の流れ

以下の項目を取り入れていただき、60分～90分を目安に開催をお願いいたします。

- ・挨拶（開会、閉会）
- ・議題提案主旨
- ・議論（事例発表、取組紹介、グループワークなど）
- ・意見交換、発表

### 4 その他

- ・引き続き、新型コロナウイルスの感染状況に御留意ください。
- ・開催方法や議題設定にお困りの場合は、事前に事務局まで御相談ください。
- ・毎年、各地区連合自治会町内会長等と事務局と一緒に地区懇談会の振り返りを実施しています。今年の振り返りの際にいただきました主な御意見は以下のとおりです。

|                 |                                                                                                                                                                                                   |
|-----------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 会場・議論<br>方法について | <ul style="list-style-type: none"><li>・グループワークをしっかり行いたい。</li><li>・多世代交流等をしたい。</li><li>・多くの人数が入れる会場で開催したい。</li></ul>                                                                               |
| 工夫した点<br>の評価    | <ul style="list-style-type: none"><li>・グループ分け（戸建て中心の自治会とマンションの自治会）を工夫したことで、考え方の違いが分かって良かった。</li><li>・外部スタッフのお話が良かった。</li><li>・グループワークをやってみたい。</li><li>・議論の際にワークシートを使用したことで、発言しにくい意見も出た。</li></ul> |
| 改善案             | <ul style="list-style-type: none"><li>・防災訓練と連動した地区懇談会とし、日程も合わせてみたい。</li><li>・進行役がグループワークを仕切れるよう、事前レクを実施したい。</li><li>・単位町内会で「ミニ地区懇談会」を開催して、意見を集めたい。</li><li>・学校の先生方の出番の（PRする）時間を設けても良い。</li></ul>  |

事務局：南区役所 地域振興課 地域力推進担当

電話：341-1239

FAX：341-1240

## 令和5年度地区懇談会 開催日程

| 開催順 | 地区名    | 開催日      |
|-----|--------|----------|
| 1   | 中村     | 5月11日(木) |
| 2   | 蒔田     | 5月12日(金) |
| 3   | 井土ヶ谷   | 5月16日(火) |
| 4   | 永田みなみ台 | 5月18日(木) |
| 5   | 堀ノ内睦町  | 5月23日(火) |
| 6   | 太田東部   | 5月27日(土) |
| 7   | 大岡     | 6月1日(木)  |
| 8   | 六ツ川    | 6月3日(土)  |
| 9   | 南永田山王台 | 6月7日(水)  |
| 10  | 北永田    | 6月9日(金)  |
| 11  | 本大岡    | 6月10日(土) |
| 12  | 六ツ川大池  | 6月15日(木) |
| 13  | 太田     | 6月16日(金) |
| 14  | 寿東部    | 6月23日(金) |
| 15  | 別所     | 6月28日(水) |
| 16  | お三の宮   | 6月30日(金) |

# 令和5年度地区懇談会 議題提出シート

【**連合名**：\_\_\_\_\_】

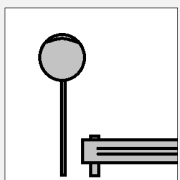
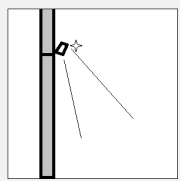
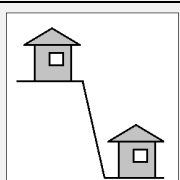
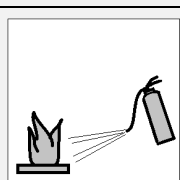
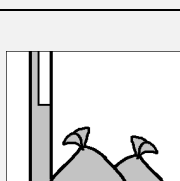
[illegible]

- ・議題は定例会等で話し合い、連合自治会町内会でとりまとめのうえ、2月28日（火）までに南区地域振興課地域力推進担当までご提出ください。（FAX：341-1240）
- ・防犯灯設置や道路設備の補修などの特定箇所に関するご要望は、裏面の連絡先にご相談ください。

# 年間を通してご相談を受け付けています！

防犯灯や道路設備の補修など、特定箇所の懸案事項については、  
直接担当部署にご相談ください。

## ◆◇ 主な連絡先 ◇◆

|                                                                                     |                                     |                                                                     |
|-------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------|---------------------------------------------------------------------|
|    | 道路の補修、ガードレール等の<br>道路設備や公園・下水道に関すること | 南土木事務所<br>TEL: 341-1106                                             |
|    | 防犯灯（電柱のLED灯）に<br>関すること              | 市民局地域防犯支援課<br>TEL: 671-3709                                         |
|   | 地震・風水害等（がけを含む）の<br>防災対策に関すること       | 南区役所総務課防災担当<br>TEL: 341-1225                                        |
|  | 交通安全、防犯・生活安全など                      | 神奈川県警南警察署<br>TEL: 742-0110                                          |
|  | 火災予防、消防訓練など                         | 消防局南消防署<br>TEL: 253-0119                                            |
|  | ごみ収集場所・街の美化など                       | 資源循環局南事務所<br>TEL: 741-3077<br>南区役所地域振興課<br>資源化推進担当<br>TEL: 341-1236 |

連絡先がご不明の場合は、横浜市コールセンター（TEL: 664-2525）

または南区役所地域力推進担当（TEL: 341-1239）にお気軽にお尋ねください。



## わたしのまちのキラリ人

### つどいの広場 えの木 広場責任者 百岳 有輝子さん



えの木の活動を通じて、  
嬉しかったことはありますか？

えの木を通じて、地域全体で子育てを支えていく雰囲気になっているのが嬉しいです。この広場は、連合町内会が運営していることもあり、地域の役員の方々もよくお見えになります。時には、地域の行事に利用者の皆さんを誘ってくださることもありますね。最近のママやパパたちは、町内会がどんなことをしているのかイメージがわからない方も多いみたいですので、実際に行事に参加してみて初めて、地域活動のありがたみを感じてくれるようです。

また、広場を始めて9年が経ちましたが、子育てに悩んでいたママたちが元気になっていく姿や、通っていた子どもたちが成長し、ランドセルを背負って登下校する姿を間近で見ることができるのがとても嬉しいです。



活動が長く続いている秘訣は何ですか？

町内会長をはじめ、地域の皆さんの支えがあるからこそ、活動を続けることができていると感じます。また、立ち上げ当初のスタッフで広場を運営していますが、年齢や経歴に関係なく、対等な立場で何でも言い合える関係性ができていることも秘訣だと思います。



これから地域活動を始めたい方にエールをお願いします。

まずは無理をせず、自分のできることから始めてみてください。また、活動を続けていくうえで、時には断る勇氣も必要ですね。大変なこともあります、最終的には自分のもとに戻ってくると思います。私は、お世話になった地域に恩返しするためにも、これまでの活動で得た経験を次世代につないでいきたいです。

## つどいの広場 えの木 (井土ヶ谷地区)

親子の交流などを目的に、横浜市子ども青少年局の補助制度を活用し連合町内会が運営しています。2013 年 4 月に開所し、コロナ禍でも 1 日に平均 15 組ほど利用がある人気の広場です。未就学児と保護者が利用することができます。昔ながらの造りの町内会館と、どんな時でも笑顔で迎えてくれるスタッフの皆さんのおかげで、まるで祖父母の家に遊びに来たようなほっとした気分になり、なごやかな雰囲気ですごくすごすることができます。



交流する利用者とスタッフの様子

# Kirari

南の風はあったかい

私たちのまちで見つけた  
あったかい活動やキラリ人を  
ご紹介します。

## わたしのまちのキラリ人

### 道の愛称ネクストコア会議 世話人 堀木 一男さん



地域活動を始めて良かったことは  
何ですか？

一番良かったことは、仕事とは違う仲間が地域にできたことです。何か活動をする際に協力いただけるので助かります。また、活動を通じて、地域の子どもたちとのつながりも生まれ、散歩中に声をかけてもらえることが嬉しいです。



活動を始めてから地域の見え方は  
変わりましたか？

私は定年退職までは自宅と会社を往復するだけで、地域は寝るために帰るようなところでした。しかし、活動を始めてからは、地域のちょっとした変化も目に留まるようになりました。また、活動を通じて、地域の歴史を色々を知ることができ、ますます地域に愛着がわくようになりました。最近までは、地域にある旧家の伝統や歴史の資料作りにも協力していました。



これから地域活動を始めたい方にエールをお願いします。

まずは、自分の好きなことから始めてみるのが良いと思います。そして、一緒に活動する仲間ができると、困った時に支えてくれる存在になります。ぜひ、仲間と楽しみながら活動に取り組んでみてください。

## 道の愛称ネクストコア会議 (南永田山王台地区)

令和元年度から3年度まで、地域の分かりづらい道に愛称をつける活動に取り組んでいた「道の愛称プロジェクト」のメンバーらが、今年度から、南永田山王台連合町内会の広報部隊の位置づけとして活動に取り組んでいます。年数回発行する広報誌には、地域の話題や歴史などを掲載。また、つけた愛称を活用した道歩きプログラムをはじめ、子どもから大人までが楽しんで交流できるイベントを開催する予定です。



南永田山王台連合町内会広報誌  
道の愛称ネクスト



南区元気な地域づくり補助制度



寺子屋みなみ



地域活動発表会



コーディネーター派遣

## わたしのまちのキラリ人<sup>ひと</sup>

### わいわい食堂 代表 西村 末子さん



#### 地域活動を始めたきっかけを教えてください。

父の介護をきっかけにヘルパー3級の資格を取得した後、講習先のケアプラザ職員から「せっかくだから社会参加してみない？」とお誘いを受け、24年前、地元の主婦らで立ち上げた高齢者向けの配食サービス『春一番』がスタートしました。ボランティア活動が続いているうちに、昔と比べて寂しくなったまちのために何かできないかと思うようになりました。そして、数年前、こども食堂が世間で話題となった時に「これだ!」と思い、『わいわい食堂』を立ち上げました。



#### 活動する上で、何か意識していることはありますか。

私は、地域の人同士がつながる仕掛けを常に考えながら活動しています。七夕の週には、神社に御協力いただき、地域の皆さんと一緒に鳥居の近くに竹を取りつけ、短冊を書けるスペースを設けたところ、通勤者や部活帰りの中学生なども足を止めてくれました。短冊を書きながらちょっとした会話も生まれていて、地域の人たちがつながる場所になったことが嬉しいです。こども食堂では、スタッフとお弁当を受け取りに来た子どもたちが触れ合える時間をもう少し増やせないかと思い、景品が貰えるガチャガチャを新たに用意したところ、子どもたちとの会話が弾み大好評でした。



#### これから地域活動を始めたい方にエールをお願いします。

実際に活動を始めてみると、楽しいですし、やりがいもあります。また、色々な人と出会うことができ、大きな財産になりました。自分を見つめ直す良い機会にもなりますよ。



### わいわい食堂 (堀ノ内睦町地区)

子どもたちの居場所づくりを目的に、2016年に有志で立ち上げたグループです。毎月第3土曜日に睦地域ケアプラザで活動しています。コロナの影響で中止が相次ぐなか、「子どもたちのために何かできないか」と考え、会食形式から手作りのお弁当を提供する形に変更して開催しています。

支援者も増え、いただいた食材を使いお弁当を作るなど、わいわい食堂の支援の輪が地域全体に広がっています。



お弁当を作るボランティアの皆さん

## わたしのまちのキラリ人<sup>ひと</sup>

### 大岡ふれあいサポート運営委員会 会長 飯野 忠明さん



#### 地域活動に携わって良かったことを教えてください。

私は、自治会や民生委員の活動をしていた父の背中を見て育ったこともあり、30代後半から自然と自治会活動に携わるようになりました。地域のお祭りや行事を通じて、多くの方と顔見知りになったことは私の宝です。また、30年間携わってきた民生委員の活動では、一人暮らしの高齢者のお宅に定期訪問した際に「ありがとう」と感謝の言葉をいただけたのは、活動していて良かったと思う瞬間で、活動の励みにもなりました。



#### 大岡ふれあいサポートを始めてみて、どうですか？

始めてから3年が経ちましたが、年々依頼件数が増えており、地域の皆さんに浸透してきていることを実感しています。最近では、草取りや剪定のほかに、外出時の付き添いや見守り、話し相手などの依頼も増えてきており、コロナ禍でも継続して活動していく必要性を感じています。

現在、コロナ禍で集まるのが難しい状況ですが、今後、サポーター同士が親睦を深める機会を設けるなど、サポーター同士のつながりも大切に、次代の仲間を育てていきたいと思っています。



#### これから地域活動を始めたい方にエールをお願いします。

興味のある活動があれば、まずは飛び込んでみてはいかがでしょうか。忙しい中でも、できる範囲で大丈夫ですよ、と受け入れてくれる団体も多いと思います。特に、若い世代に参加いただけると、新しい価値観や違った意見に触れることができ、私たちも参考になります。生活に一番身近な自治会町内会の活動から始めてみるのも良いですね。新しい一歩を踏み出すのは大変なことだと思いますので、仲間を誘って始めてみるのもオススメです。

### 大岡ふれあいサポート (大岡地区)

地区社会福祉協議会の目的でもある困りごとを解決できる地域づくりを目指し、一年の準備期間を経て、2019年5月にスタートした取組です。大岡地区に住む高齢者等からの依頼を受け、草取りや見守り、電球交換や家具移動などのちょっとした困りごとのお手伝いをしています。現在、活動を担うサポーターが20名ほど所属しており、コロナ禍でもできることをできる範囲で活動を継続しています。新たなサポーターも募集中です。



大岡ふれあいサポート活動の様子

## コロナ禍における地域活動推進費の活用事例の再周知について（情報提供）

今年度も新型コロナウイルス感染症の影響などにより、以前のように活動ができていない自治会町内会が多いと思います。

そこで、令和2年度にお示しした活用事例をもとに、改めてコロナ禍における地域活動推進費の活用事例をまとめましたので、情報提供いたします。当初計画していなかった内容でも、公益的活動を行う上で必要であれば、予算の範囲内で地域活動推進費をご活用いただけます。

### （１） コロナ禍でできなかった活動

- |            |                |              |
|------------|----------------|--------------|
| ・ 定例会などの会合 | ・ 清掃活動         | ・ 防犯活動       |
| ・ 盆踊り、お祭り  | ・ 研修会          | ・ グラウンドゴルフ大会 |
| ・ 運動会      | ・ 地域イベント（遠足など） | ・ 高齢者の居場所づくり |
| ・ 防災訓練     | ・ 敬老会          | ・ 配食サービス     |

### （２） 上記の代わりに地域活動推進費を活用したもの

#### 感染対策

- ・ アクリルパネル
- ・ CO<sub>2</sub> 濃度測定器、加湿器
- ・ 消毒液
- ・ 体温計
- ・ 網戸サッシ新設（換気用）

#### 防災関係（町の防災組織活動費補助の対象は除く）

- ・ 防災用品の購入（タブレット、ポータブル蓄電池、簡易トイレ、備蓄品、発電機、防災無線機、各家庭配付用ヘルメット）
- ・ 地区の防災マニュアルの作成（全戸配布用）

#### ICT 関連

- ・ 町内会用パソコンの購入
- ・ パソコン教室の実施
- ・ Web 会議用カメラ、Wi-Fi ルーター、モニター等の購入

#### 会館関係

- ・ 会館耐震診断の実施
- ・ 会館の小破修繕（会館整備費補助の対象工事は除く）

#### 備品関係

- ・ ごみ集積場所のリニューアル（ごみネット購入、清掃用具の一新）
- ・ テントの買い替え
- ・ 会館備品購入（机、椅子等）
- ・ 防犯カメラ購入（地域防犯カメラ設置補助の対象は除く）
- ・ 掲示板修繕
- ・ PC 用会計ソフト
- ・ 行事用備品
- ・ 屋内外で使用可能な音響備品
- ・ 防犯用腕章、帽子、ベスト購入
- ・ 空気清浄機
- ・ 除菌機能付き冷房

#### 行事関係

- ・ ウォーキングイベント
- ・ 花火大会

※地域活動推進費の活用は、自治会町内会のみなさまでご相談いただき、適切に執行していただくようお願いいたします。

担当 南区地域振興課地域活動係  
TEL 045-341-1235

## 「自治会町内会に対する依頼の見直しに向けたアンケート」の実施について（依頼）

自治会町内会の皆様方におかれましては、日頃から市政・区政の推進に御協力いただきありがとうございます。

昨今、コロナ禍での自治会町内会活動は、感染対策を講じたうえでの実施や、やむなく中止とするなど大変苦慮されていることと思われます。そのような状況であっても、自治会町内会の皆様の知恵と工夫により、活動を継続していただき、深く感謝いたします。

自治会町内会がコロナ禍等を契機に、活動スタイルの見直しをされている中で、横浜市としても、それに対応した方向性を検討するためには、自治会町内会の状況把握や地域のニーズに寄り添うことが重要と考えています。

そこで、令和 2 年度に実施しました「自治会町内会・地区連合町内会アンケート調査」で、「行政からの依頼事項」に対し、61.1%の方が「負担だと感じるものがある」と回答いただいた中で、特に割合の多かった「委嘱委員の推薦」及び「行政からの情報周知」について、自治会町内会長の皆様のお声をお聞かせください。

また、「委嘱委員の推薦」のうち、民生委員・児童委員につきましては、3 年に 1 度の一斉改選に伴い、今夏、皆様に候補者の選出に多大な御協力をいただきました。本アンケートの後段では、民生委員・児童委員の推薦事務等の実施状況や考えを伺い、今後の改善等を検討していきます。

お忙しい中、恐れ入りますが御協力よろしくお願いいたします。

### 1 対象者

単位自治会町内会長（2,849 名）

### 2 アンケート内容

別紙アンケート調査票の通り

### 3 アンケート回答方法

- ・横浜市電子申請・届出システム（調査票記載の二次元バーコードよりアクセス）
- ・同封の返信用封筒による調査票の郵送（返信先：市民局地域活動推進課）

### 4 回答期限

令和 5 年 1 月 4 日（水）

### 5 スケジュール

|                  |       |                          |
|------------------|-------|--------------------------|
| 令和 4 年 11 月 11 日 | 市連会   | アンケートを依頼                 |
| 11 月 16 日～       | 各区区連会 | アンケートを依頼                 |
| 令和 5 年 1 月 4 日   | 回答期限  | 電子申請にて回答                 |
|                  |       | ※郵送にて回答も可（返信用封筒を御活用ください） |
| 1 月～3 月          | 集計・報告 |                          |

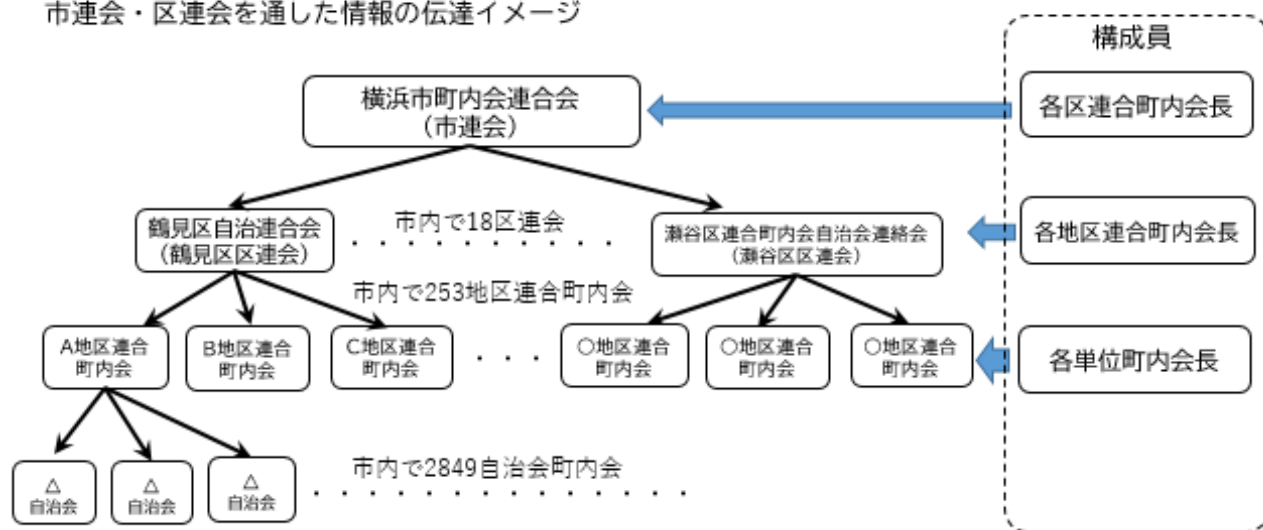
### 6 添付資料

- (1) 市連会区連会を通じた情報の伝達イメージ及び  
令和 2 年度アンケート結果を踏まえた見直し等(参考)
- (2) アンケート調査票

〈行政からの情報周知・委嘱委員の推薦について〉  
担当 市民局地域活動推進課 小河内、川口  
電話 045-671-2317  
電子メール sh-chiikikatsudo@city.yakohama.jp  
〈民生委員・児童委員について〉  
担当 健康福祉局地域支援課 柿沼、中澤  
電話 045-671-4046  
電子メール kf-chiikishien@city.yokohama.jp

【参考】

市連会・区連会を通じた情報の伝達イメージ



【参考】令和2年度自治会町内会アンケート結果を踏まえた見直し

- ・自治会町内会新しい活動スタイル応援事業（自治会町内会のDX支援）の実施
- ・自治会町内会館整備費補助制度の「耐震補強工事」補助を追加
- ・自治会町内会の加入促進動画の作成
- ・地域防犯カメラ補助制度における県への補助金交付に向けた働きかけ

【参考】民生委員・児童委員について

○推薦事務見直し経過

- ・地区推薦準備会、区推薦会、市推薦会の開催から、地域における候補者の選出期間の確保を目的に、区推薦会を廃止（H22.12改選）
- ・地区推薦準備会推薦人の選出区分見直し・人数削減（H22.12改選）
- ・推薦準備会会議録の様式の簡素化（R元.12改選）

○候補者の年齢要件の見直し経過

- ・平成19年12月の一斉改選の結果等を踏まえ、平成20年12月から「概ね」という表現を用いて、年齢制限を緩やかにする要件緩和を実施
- ・その後、地域から「概ね」の範囲が曖昧なので削除してほしいとの意見が多く出されたことから、年齢要件を明確にするために、平成24年12月に「概ね」を削除

| 委嘱年月日 | H17.12.1             | H18.7.1<br>～H20.7.1          | H20.12.1<br>～H24.12.1           | H25.7.1以降            |
|-------|----------------------|------------------------------|---------------------------------|----------------------|
| 新任    | 原則 64歳まで<br>特例 65歳まで | 原則 64歳まで<br>特例 <u>68歳</u> まで | 原則 68歳まで<br>特例 <u>概ね 74歳</u> まで | 原則 68歳まで<br>特例 74歳まで |
| 再任/元職 | 74歳まで                | 74歳まで                        | <u>概ね 74歳</u> まで                | 74歳まで                |

# 「自治会町内会に対する依頼の見直しに向けたアンケート」調査票

自治会町内会の皆様方におかれましては、日頃から市政・区政の推進に御協力いただきありがとうございます。

昨今、コロナ禍での自治会町内会活動は、感染対策を講じたうえでの実施や、やむなく中止とするなど大変苦慮されていることと思われます。そのような状況であっても、自治会町内会の皆様の知恵と工夫により、活動を継続していただき、深く感謝いたします。

自治会町内会がコロナ禍等を契機に、活動スタイルの見直しをされている中で、横浜市としても、それに対応した方向性を検討するためには、自治会町内会の状況把握や地域のニーズに寄り添うことが重要と考えています。

そこで、令和2年度に実施しました「自治会町内会・地区連合町内会アンケート調査」で、「行政からの依頼事項」に対し、61.1%の方が「負担だと感じるものがある」と回答いただいた中で、特に割合の多かった「委嘱委員の推薦」及び「行政からの情報周知」について、自治会町内会長の皆様のお声をお聞かせください。

また、「委嘱委員の推薦」のうち、民生委員・児童委員につきましては、3年に1度の一斉改選に伴い、今夏、皆様には候補者の選出に多大な御協力をいただきました。本アンケートの後段では、民生委員・児童委員の推薦事務等の実施状況や考えを伺い、今後の改善等を検討していきます。

お忙しい中、恐れ入りますが御協力よろしくお願いいたします。

## アンケートの御回答にあたってのお願い

- 「複数回答可」等と記載があるもの以外は、あてはまるもの1つに○をつけてください。
- こちらのアンケートは、自治会町内会長の皆様に御回答をお願いしておりますが、回答に当たっては、適宜、自治会町内会の役員の皆様にも御相談いただき、御回答いただいても構いません。
- 集計結果につきましては、各自治会町内会へ御報告させていただきます。

★スマートフォン等をお持ちの方は、是非「横浜市電子申請・届出システム」で御回答ください。右の二次元バーコードでリンクしますので、積極的な御活用をお願いいたします。なお、紙で御提出いただく際は、添付の返信用封筒を御使用ください。

(<https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/141003/ea/residents/procedures/apply/c5f83dd8-ac58-45a1-96dc-2a5d97c7c960/start>)



お住いの区

区

## 1 自治会町内会(以下、自治会)及び会長の情報について教えてください。

### (1) 自治会の加入世帯数

- ①～100 世帯    ②101～300 世帯    ③301～500 世帯    ④501～1000 世帯  
⑤1001 世帯以上

### (2) 会長の在職年数

- ① 1 年以下    ② 2～3 年    ③ 4～5 年    ④ 6～10 年    ⑤ 11～20 年    ⑥ 21～30 年    ⑦ 31 年以上

### (3) 会長の御職業

- ①会社員・公務員    ②自営業    ③パートタイム・アルバイト    ④無職

### (4) 会長の年齢

- ①20 代以下    ②30 代    ③40 代    ④50 代    ⑤60 代    ⑥70 代    ⑦80 代    ⑧90 代以上

## 2 横浜市からの情報周知等について教えてください。

- (1) 横浜市から情報を皆様にお伝えをする際に、区連合町内会（以下、区連会）を通して、お伝えすることが多いですが、今後、区連会を通した横浜市からの情報周知等において、以下の種別の情報をどのような方法でお伝えすることが適切だと思いますか。

下の表の①～⑧の情報の種別について、それぞれA～C欄のいずれか1つに○をしてください。

| 情報の種別                                            | A<br>資料＋説明が<br>適切 | B<br>資料提供の<br>みが適切 | C<br>区連会の議題に<br>なじまない |
|--------------------------------------------------|-------------------|--------------------|-----------------------|
| ①生命・財産に関するもの<br>(防災関係、コロナ関連情報等)                  |                   |                    |                       |
| ②日常生活に密接に関わるもの<br>(年末のごみ収集日程等)                   |                   |                    |                       |
| ③市政・区政、施策の周知を目的とするもの<br>(市の計画案内、市民意見募集等)         |                   |                    |                       |
| ④自治会町内会活動に関連するもの<br>(補助事業の案内、先進的な活動事例等)          |                   |                    |                       |
| ⑤報告案件（年間のごみ収集量の報告などの<br>事業・計画の事後報告等）             |                   |                    |                       |
| ⑥行事等の告知のための回覧・掲示等による<br>周知依頼（ <u>市全体が</u> 範囲のもの） |                   |                    |                       |
| ⑦行事等の告知のための回覧・掲示等による<br>周知依頼（ <u>区が</u> 範囲のもの）   |                   |                    |                       |
| ⑧地域の火災（消防）、犯罪発生状況（警察）                            |                   |                    |                       |

- (2) 区連会資料を区連会ホームページ等から入手し、電子データ（ワード、PDF 等）で活用していますか。

- (3) 今後、区連会を通した情報をどのような方法で受け取るのが、会長の皆様に負担が少なく、地域の皆様への周知に効果的と考えますか。あてはまるもの1つに○をつけてください。

- (4) 区連会資料の情報を周知する上で行政が改善すべき点について、あてはまるものすべてに○をつけてください。(複数回答可)

3 自治会町内会のデジタル化の状況について教えてください。

※ICT とは…「情報通信技術」。例えば、パソコンやスマートフォンなどで人と人や、人とインターネットをつなぐ技術のこと。

- (4) 会長御自身のデジタル環境について、あてはまるものすべてに○をつけてください。(複数回答可)

- 4 横浜市からの情報周知に関して自由に御記入ください。

|  |
|--|
|  |
|--|

令和２年度に実施しました「自治会町内会・地区連合町内会アンケート調査」で、「行政からの依頼事項」に対し、負担だと感じるものがあるとの回答が最も多かったのが、委嘱委員の推薦事務でした。このことについて、自治会町内会長の皆様のお声をお聞かせください。

①難しい → 5 (2) へ      ②やや難しい → 5 (2) へ  
③普通 → 5 (4) へ      ④難しくない → 5 (4) へ      ⑤わからない → 5 (4) へ

スポーツ推進委員、青少年指導員、環境事業推進委員、保健活動推進員、  
 明るい選挙推進委員、消費生活推進員（一部区に限る）（※）

4

(2) (1) で「①難しい」「②やや難しい」と回答した方に伺います。

選んだ理由としてあてはまるものすべてに○をつけてください。(複数回答可)

- ①行事がないことなどにより、地域の人材の情報がなく、候補者を探すことが難しかった
- ②委嘱委員の活動内容を、候補者にわかりやすく説明することが難しかった
- ③候補者選出までの期間が短かった
- ④地域での役割や活動の認知度が低く、理解を得にくかった
- ⑤活動に充てる時間的余裕のない人や活動時間が合わない人が多かった
- ⑥委嘱委員の責任が重く、負担が大きいと考えている人が多かった
- ⑦委嘱委員の業務量が多く、負担が大きいと考えている人が多かった
- ⑧引き受けてもよいという人はいたが、候補者の年齢要件により推薦できなかった
- ⑨その他 ( )

(3) (1) で「①難しい」「②やや難しい」と回答した方に伺います。

候補者推薦における横浜市の関わり・支援のうち、期待する取組について、あてはまるものすべてに○をつけてください。(複数回答可)

- ①委嘱委員の業務内容説明資料の配付      ②自治会向け説明会
- ③広報（広報よこはま、市（区）ウェブサイト等）
- ④地域活動人材の紹介など個別に相談できる環境
- ⑤委嘱委員の会議回数の減など業務量の削減
- ⑥特になし
- ⑦その他 ( )

(4) その他、候補者探しが最も困難とお感じになった委嘱委員や日頃から感じていることなどを御自由に御記入ください。

《このページからは、民生委員・児童委員の推薦事務改善に向けたアンケートになります》

令和４年一斉改選における民生委員・児童委員（以下、民生委員）候補者の推薦に御尽力いただきありがとうございました。御回答いただいた内容は、今後の推薦事務等改善の具体策を検討するための基本資料といたします。御協力を賜りますようお願いいたします。

6 令和4年一斉改選の民生委員候補者の推薦事務について教えてください。

(1) 推薦状況について、あてはまるものに○をつけてください。

①全員推薦できた→6(2)へ ②一部推薦できた→6(3)へ ③推薦できなかった→6(3)へ

(2) (1) で「①全員推薦できた」と回答した方に伺います。

スムーズに推薦を行うことができたポイントや工夫された点や事例がありましたら、教えてください。

[illegible]

(3)「民生委員となる候補者の確保」について、「今回は特に難しかった」との御意見を多く伺いました。具体的にどのような御苦勞が大きかったですか。特にあてはまるものを3つまで○をつけてください。(3つまで回答)

- ①行事がないことなどにより、地域の人材の情報がなく、候補者を探すことが難しかった
- ②民生委員の活動内容を、候補者にわかりやすく説明することが難しかった
- ③候補者選出までの期間が短かった
- ④地域で民生委員の役割や活動の認知度が低く、理解を得にくかった
- ⑤活動に充てる時間的余裕のない人や活動時間が合わない人が多かった
- ⑥民生委員の責任が重く、負担が大きいと考えている人が多かった
- ⑦民生委員の業務量が多く、負担が大きいと考えている人が多かった
- ⑧引き受けてもよいという人はいたが、民生委員の年齢要件（74歳以下）により推薦できなかった
- ⑨市から支給される活動費や民生委員としての会費負担について理解を得ることが難しかった
- ⑩特に苦労した点はなかった ⑪その他（

(4) 新任の候補者が含まれている場合、その候補者はどのようにお探しになりましたか。あてはまるものすべてに○をつけてください。(複数回答可)

- ①日頃の地域活動で顔見知りの方に、直接声掛けをした
- ②自治会役員から、候補者の紹介があった
- ③現民生委員・近隣の民生委員・地区民児協会長から、候補者の紹介があった
- ④地域ケアプラザや区社会福祉協議会に相談した
- ⑤新任の候補者はいない ⑥その他（ ）

(5) 横浜市の関わり・支援のうち、候補者推薦に役立ったと感じた内容について、あてはまるものすべてに○をつけてください。(複数回答可)

- ①区役所からの説明資料等の配布物      ②自治会向け説明会  
③広報（広報よこはま、市（区）ウェブサイト等）  
④区役所職員による個別相談および支援      ⑤特になかった  
⑥その他（ ）

7 今後の推薦に向けたお考えについて教えてください。

(1) 候補者の確保に有効と考える取組について、特にあてはまるものを3つまで○をつけてください。(3つまで回答)

- ①横浜市が依頼している民生委員の業務を減らす
- ②社会福祉協議会が依頼している民生委員の業務を減らす
- ③自治会が依頼している民生委員の業務を減らす
- ④民生委員の活動をサポートする仕組みを地域の中で強化する
- ⑤民生委員としての会費負担を減らす
- ⑥民生委員の活動に対する支援（費用面、物品等の支援、研修等）を強化する
- ⑦民生委員の制度や活動について地域への広報を強化する
- ⑧60歳代以下の世代が参加しやすい活動環境（活動時間の見直し・オンライン参加等）を整備する
- ⑨候補者の年齢要件（74歳以下）を緩和する
- ⑩区社会福祉協議会、地域ケアプラザからの情報提供等候補者探しのサポートを強化する
- ⑪自治会以外の組織（マンション管理組合等）からの推薦を選択できるようにする
- ⑫その他（ ）

(2) 横浜市では、将来にわたり積極的な活動を行えるよう、候補者の年齢要件を「74 歳以下」としていますが、適当と考える年齢要件について、あてはまるもの 1 つに○をつけてください。

- ①現状のままでよい      ②年齢要件を緩和した方がよい  
③「原則」74歳以下とし、例外を設けた方が良い      ④年齢要件を撤廃した方がよい  
⑤その他（ ）

(3) 推薦手続に関し、改善してほしいと考える内容について、あてはまるものすべてに○をつけてください。(複数回答可)

- ①推薦準備会の開催方法について対面以外（書面決議、リモート会議など）も認めてほしい
- ②推薦準備会の推薦人数（５～１０人）を削減してほしい
- ③提出書類（履歴書・推薦準備会会議録等）を簡略化してほしい
- ④再任者の場合の手続を簡素化してほしい
- ⑤自治会以外の組織（マンション管理組合等）からの推薦も認めてほしい
- ⑥特に見直しは必要ない
- ⑦その他（ ）

①区役所からの説明資料等の配布物      ②自治会向け説明会

③広報（広報よこはま、市（区）ウェブサイト等）

④区役所職員による個別相談および支援

⑤民生委員の活動や欠員地区をサポートする仕組み

⑥特に期待する取組はない

⑦その他（

(1) 自治会と民生委員の日ごろの関わりについて、あてはまるものすべてに○をつけてください。  
(複数回答可)

- ①地域の高齢者等の見守り活動を担っている
- ②災害時要援護者の見守りなど防災活動を担っている
- ③福祉的な悩み・課題等がある自治会会員からの相談先となっている
- ④自治会の定例会等で民生委員の活動について情報共有している
- ⑤自治会の役員を担ってもらっている
- ⑥自治会のおまつりなど行事の手伝いをしてもらっている
- ⑦拠点防災、防災訓練などに担い手として参加してもらっている
- ⑧その他（ ）

|  |
|--|
|  |
|--|

|  |
|--|
|  |
|--|



## 災害時要援護者支援に関する取組について

自治会・町内会をはじめとする地域の皆様には、日頃から災害時要援護者支援の取組にご理解・ご協力をいただきありがとうございます。

名簿の提供及び説明会（ご近助講座）について、ご案内させていただきます。

### 1 災害時要援護者名簿の提供について

令和 4 年度の災害時要援護者名簿について、お渡し方法及び提供時期を次のとおりお知らせします。

#### （１）名簿お渡し時期（郵送・書留）

令和 5 年 1 月下旬頃（予定）

#### （２）名簿お渡し方法について

協定締結済の自治会町内会長宛て書留にて郵送させていただきます。

#### （３）要援護者の居所を示した地図及び支援物品のご提供について

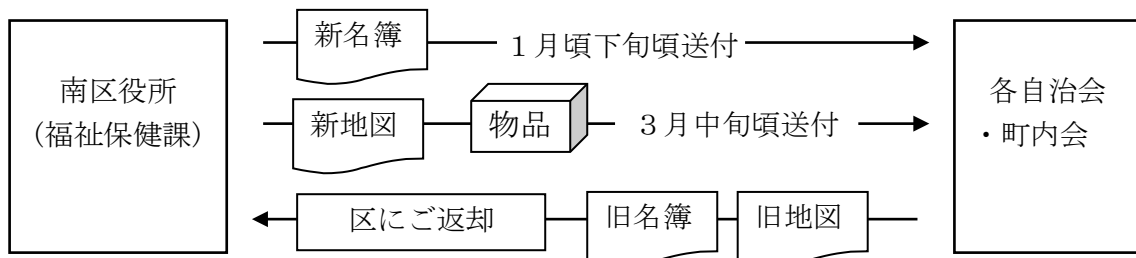
要援護者の居所を記した地図、要援護者の人数分の支援物品※については、配付のご希望のあった団体に別途、ご提供させていただきます。（3 月中旬予定）

支援物品イメージ  
（LED ミニライト）



#### （４）旧名簿及び要援護者の居所を示した地図のご返却について

昨年度の区作成災害時要援護者名簿を受け取った自治会町内会は、旧名簿及び地図を回収いたしますので、お手数ですが、2 月頃の各地区連合会議の場で、地区担当職員にご返却いただくか、区役所（4 階福祉保健課窓口）までご持参いただきますよう、お願いします。



### 2 説明会（ご近助講座等）のご案内について

災害時要援護者支援や防災についてご説明させていただくとともに、皆様からのご質問やご意見を伺うため、地域ごとの出前講座（ご近助講座）を実施しています。

あらかじめご希望のテーマ等をお伺いして資料等を準備し、町内会の会合などの機会をお借りして行います。是非、積極的なご活用をお願いいたします。

### (1) ご近助講座の受講方法

- 開催単位：自治会・町内会に限らず、防災関連で活動するグループ単位で開催可能です。
- 日程：希望する曜日・時間（土日、夜間もOK!）
- 内容：事前にご要望を伺いご希望の内容で実施します。

⇒（例えば・・・）

- ・名簿は受け取ったけど具体的に何をすればいいの？
- ・他の地域で行われている取組を知りたい。・担い手が少ない中で取り組む工夫は？
- ・名簿の情報を支援者で共有するには？
- ・災害に備えて、地域は何をどこまですればいいの？ 等々

- 申込・問合せ：総務課防災担当（341-1225）



【ご近助講座の様子】

### (2) 全体説明会・研修会について（ご報告）

8月2日・5日には、名簿受領の手続、個人情報の取扱い、地域の取組事例の紹介（山王台自治会様、南太田3丁目町内会様）を内容とする全体説明会を実施しました。

また、10月13日には、災害時要援護者支援の専門家である跡見学園女子大学の鍵屋先生による研修会を開催しました。これらの会で延べ59団体100名にご参加いただきました。

なお、研修会での鍵屋先生の資料については、ホームページにも掲載しています。

[https://www.city.yokohama.lg.jp/minami/kurashi/fukushi\\_kaigo/chiikifukushi/saigai-shien/120018.html](https://www.city.yokohama.lg.jp/minami/kurashi/fukushi_kaigo/chiikifukushi/saigai-shien/120018.html)



【全体説明会（8月2日：大岡地区センター）】



【研修会（10月13日：区役所）】

## 3 アンケート結果について

6月にご依頼しました災害時要援護者支援の取組に関するアンケートについては、多くの自治会・町内会の皆様にご協力をいただきありがとうございました。

現在、結果について取りまとめを行っておりますので、年度内にその結果をご報告させていただきます。 【アンケートに回答いただいた自治会町内会数 84団体】

#### 【参考】災害時要援護者支援とは？

高齢者や障害のある方など、地震や風水害などの災害発生時に、自ら安否を伝えたり、安全な場所に避難すること等が困難な方「災害時要援護者」について、災害発生時に安否確認・避難支援が迅速に行われるよう、地域、行政、関係団体等が連携して、平常時から顔の見える関係づくり、情報共有等の取組を進めていくものです。

南区役所では自治会・町内会への要援護者の「名簿」や、要援護者の居所を記載した「地図」等の提供など通じ、取組を進めています。

自治会・町内会では、以下の取組をできる範囲で取り組んでいただいています。

- ・区の名簿の活用による要援護者の把握 ・民生委員と協力した訪問や見守り活動
- ・自治会行事への参加による要援護者と地域住民との関係づくり・避難訓練の実施など・・・。

【問合せ先】 災害時の自助・共助に関すること  
災害時要援護者名簿の送付・回収について  
災害時要援護者名簿に関すること

総務課 341-1225  
福祉保健課 341-1181  
高齢・障害支援課 341-1136

自治会・町内会長

横浜市長 山中 竹春

新型コロナウイルス感染症とインフルエンザの同時流行に備えた広報について（依頼）

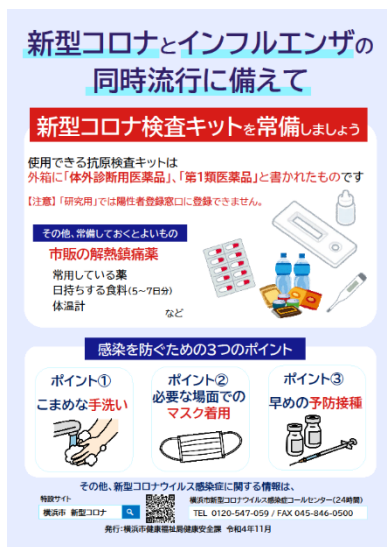
日頃から、横浜市政の推進に御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本市では、新型コロナウイルス感染症とインフルエンザの同時流行に備え様々な対策を進めているところであり、この度、①＜新型コロナの検査キットや解熱鎮痛薬等の常備や感染予防対策の広報用チラシ＞及び②＜ワクチンの接種間隔短縮について掲載した「ワクチンニュース No18」＞を作成いたしました。

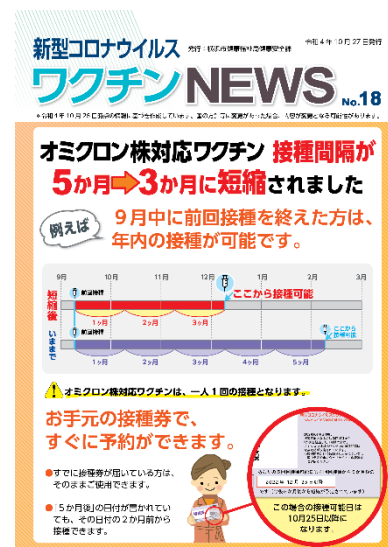
つきましては、これらについて周知を図るため、各自治会・町内会の掲示板へのチラシの掲出にご協力くださいますようお願いいたします。

チラシは両面印刷となっておりますが、掲出にあたりましてはそれぞれ下記の面を表にして掲出をお願いします。

①



②



担当

①について

健康福祉局健康安全部健康安全課  
曽我・嶋野

電話 045 - 6 7 1 - 2 4 4 5

ファクス 045 - 6 6 4 - 7 2 9 6

[kf-kansenkyouka@city.yokohama.jp](mailto:kf-kansenkyouka@city.yokohama.jp)

②について

健康福祉局健康安全部健康安全課

ワクチン接種調整等担当 鳥丸・鈴木

電話 045 - 6 7 1 - 4 8 4 1

ファクス 045 - 6 6 4 - 7 2 9 6

[kf-vaccine@city.yokohama.jp](mailto:kf-vaccine@city.yokohama.jp)





# 抗原検査キットについて

購入するときは、外箱の表示を確認してください。

## 医療用医薬品について

外箱に「**体外診断用医薬品**」の表示があります。

購入できる薬局はこちら



## 一般用医薬品について

外箱に「**第1類医薬品**」の表示があります。

インターネット等で購入可能です。  
製品情報などについてはこちら



## 熱があるとき、どうしたらいいの？

次のいずれかに当てはまるものがありますか？

- (1) 65歳以上
- (2) 妊婦
- (3) 小学生以下のお子さま
- (4) 基礎疾患等の重症化リスク(※)がある方

※重症化リスクについては  
特設サイトをご覧ください

熱がある..  
コロナかも..



ない

検査キットで自己検査

陰性だったら

自宅等で療養

受診を希望される場合には、  
電話診療・オンライン診療の  
活用や、かかりつけ医の受診  
もご検討ください。

常備があれば  
すぐできる！

ある

医療機関を受診

事前に  
連絡！

医療機関検索



陽性だったら

医療機関でどちらのチラシをもらいましたか？



神奈川県・横浜市から  
連絡があります

「陽性者登録窓口」に登録をお願いします

登録は  
こちら



・症状が悪化した場合の相談先(「コロナ119」)の  
電話番号をお知らせします。



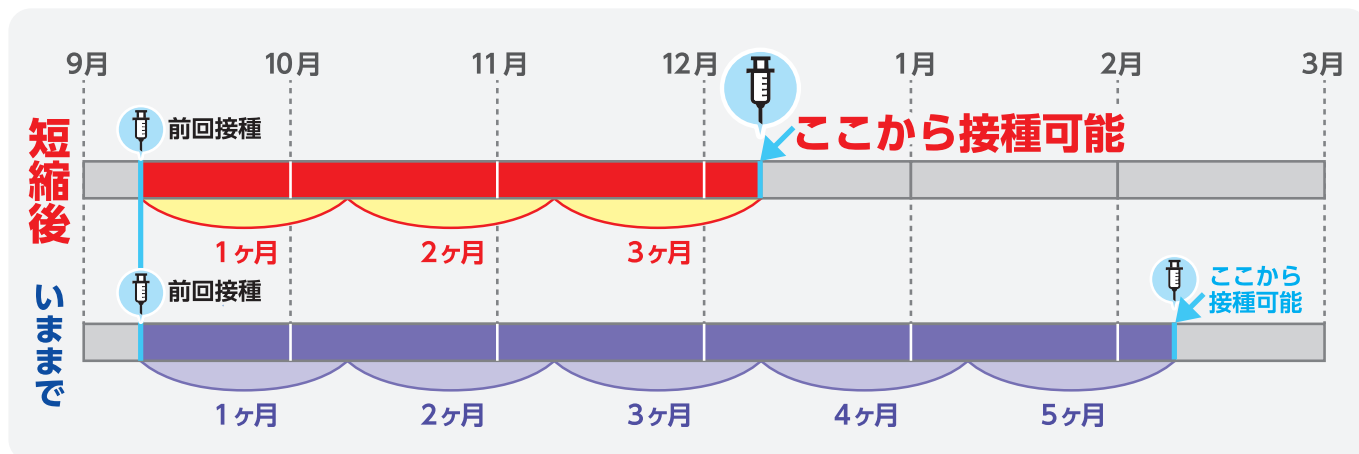
# ワクチンNEWS No.18

\*令和4年10月26日時点の情報に基づき作成しています。国の方針等に変更があった場合、内容が変更となる可能性があります。

## オミクロン株対応ワクチン 接種間隔が 5か月⇒3か月に短縮されました

例えば

9月中に前回接種を終えた方は、  
年内の接種が可能です。



**！ オミクロン株対応ワクチンは、一人1回の接種となります。**

お手元の接種券で、  
すぐに予約ができます。

- すでに接種券が届いている方は、そのままご使用できます。
- 「5か月後」の日付が書かれていても、その日付の2か月前から接種できます。

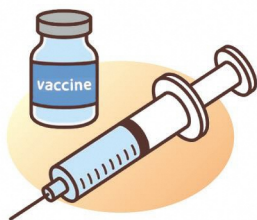


新型コロナウイルスワクチン  
COVID-19 Vaccination Voucher

2022年9月16日現在、  
接種可能となるのは前回接種から  
5か月を経過した日以降ですが、  
オミクロン株対応ワクチンの接種間隔は  
今後短縮が予定されています。  
※接種間隔がいつ短縮されるかについては  
国の発表や市のウェブサイト・広報等をご確認ください。

あなたの5回目接種可能日は4回目接種から5か月後の  
2022年12月25日以降  
です（今後5か月後から短縮が予定されています）

この場合の接種可能日は  
10月25日以降に  
なります。



# オミクロン株対応ワクチンとは

## 【接種の対象者】

従来ワクチンを2回以上接種した12歳以上の全ての方

## 【効果】

従来ワクチンと比較して、オミクロン株に対する重症化予防効果や、短い期間である可能性はあるものの、**感染予防効果や発症予防効果がそれぞれ強いことが期待されています。**

## 【副反応】

注射した部分の痛み、頭痛、疲労、発熱等がありますが、現時点で重大な懸念は認められないとされています。

今後の変異株に対して有効である可能性がより高いことも期待されています。



\*厚生労働省 新型コロナワクチン Q&A 参照

お早めの接種予約が  
おすすめです

接種間隔の短縮により、年内に接種の予約集中が予想されます。今後の流行拡大やインフルエンザとの同時流行に備えるためにも、早めの接種予約をご検討ください。



## 予約方法

市が予約を受け付ける  
接種場所

●市予約専用サイト



●市公式LINE



●予約代行  
郵便局(令和5年1月31日まで)・各区役所(ワクチン相談員)で実施

●予約センター電話(毎日9時~19時)  
0120-045-112

●FAX(耳の不自由な方専用)  
045-550-4226

直接予約を受け付ける医療機関

医療機関により予約方法は異なります。

お問合せは **横浜市 新型コロナウイルスワクチン接種コールセンター**

**☎ 0120-045-070** **FAX 050-3588-7191**  
(耳の不自由な方のお問合せ用FAXです)

受付時間 毎日9時~19時(電話のおかけ間違いにご注意ください) 対応言語 English、中文、한국어、Tiếng Việt、नेपाली、Português、Español、日本語

※こちらの電話、FAX番号はお問合せ専用です。予約はできませんのでご注意ください。

または 横浜市ウェブサイト 新型コロナウイルスワクチンについて(特設ページ)

横浜市 ワクチン接種



## 電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金について（情報提供）

## 1 給付金の概要

|            |                                                            |
|------------|------------------------------------------------------------|
| (1) 趣 旨    | 電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい住民税非課税世帯等に給付金を支給します。 |
| (2) 対象者    | ①住民税非課税世帯（基準日：令和 4 年 9 月 30 日）<br>②家計急変世帯                  |
| (3) 支給額    | 1 世帯あたり 5 万円                                               |
| (4) 申請受付期間 | 令和 4 年 11 月 15 日から令和 5 年 1 月 31 日まで（必着）                    |

## 2 申請手続

## ① 住民税非課税世帯

対象となる世帯には、横浜市からご案内をお送りします。（封筒見本別添）  
世帯の状況により、申請方法は異なります。

| 申請関係書類                      | 申請方法                                           | 該当する主な世帯                                                     |
|-----------------------------|------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------|
| A「支給のお知らせ」<br>（11/14 から発送）  | <b>申請手続き不要</b><br>（「お知らせ」記載の口座に<br>12 月中旬頃に振込） | 臨時特別給付金（10 万円）を <b>世帯主の口座で本市から受給済み</b>                       |
| B「確認書（申請書）」<br>（11/15 から発送） | 必要事項を記入、添付書類<br>とともに返信用封筒で <b>返送</b>           | 臨時特別給付金を <b>世帯主の口座以外</b> で受給済み                               |
| C「申請書」<br>（11/15 から配架等）     | 申請書を入手し、必要事項<br>を記入、添付書類とともに<br><b>郵送</b> で提出  | 臨時特別給付金を未受給で、令和<br>4 年 1 月 2 日以降に <b>市外転入者</b><br><b>がいる</b> |

## ② 家計急変世帯

申請書の提出が必要です。「申請書」を各区の申請サポート窓口や市ウェブサイトを通じて入手し、必要事項を記入の上、添付書類とともに**郵送**で提出してください。

## 3 お問合せ先

## (1) 横浜市電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金コールセンター

【9時から19時まで。土日祝、12月29日から1月3日を除く。】

電話：0120-045-320、FAX：0120-303-464（耳の不自由な方のお問合せ用）

## (2) 申請サポート窓口（各区役所にて申請書の記入などをサポート）

【9時から17時まで。土日祝、12月29日から1月3日を除く。】

※ 広報よこはま 11 月号に申請方法等を掲載しています。

※ 横浜市民生委員児童委員協議会 11 月理事会にて、同じ内容を情報提供させていただいています。

担当：健康福祉局総務課臨時特別給付金担当  
吉田、高橋  
電話番号：671-4754  
FAX 番号：664-4739

## 令和4年11月発送



# 電力・ガス・食料品等価格高騰 緊急支援給付金(5万円/1世帯)のご案内

## 支給対象と申請の手続き

### 支給対象となる世帯(いずれかにあてはまる世帯)

#### ①非課税世帯

令和4年9月30日時点で  
横浜市に住民登録があって  
世帯全員の令和4年度※

**「住民税均等割が非課税」**の世帯

※令和3年1月1日から令和3年12月31日の  
間に得た収入が対象

#### ②家計急変世帯

申請日時点で横浜市に住民登録  
があって、予期せず家計が急変  
したことで収入が減少し、世帯  
全員が**「住民税非課税相当」**の  
収入となった世帯

### 下記3パターンに分かれます

**A 「支給のお知らせ」が届く世帯**

**B 「確認書」が届く世帯**

**C 「申請書」の提出が必要な世帯**

詳しくは裏面 ① へ

### 申請が必要です

横浜市ウェブページからダウンロード、  
または区役所で書類を受け取り、  
申請書を、添付書類と一緒に、郵送で  
提出してください。

詳しくは裏面 ② へ

### 給付金の支給額

1世帯あたり**5万円**

### 申請期限(必着)

令和5年1月31日(火)

横浜市 緊急支援 給付金

検索



特設ページ

※①と②の場合であっても、世帯全員が住民税が課税されている方の扶養親族等のみで構成されていないことが支給の条件です。

# 給付金の申請手続き

## ① 令和4年度住民税均等割が非課税の世帯

### A 「支給のお知らせ」が届く世帯

- 住民税非課税世帯等臨時特別給付金を、**10月19日**までに、**世帯主口座**で受給した世帯です。
- 記載内容に変更がない場合、**返信は不要**です。お知らせ記載の日に振込みます。

### B 「確認書」が届く世帯

- ①住民税非課税世帯等臨時特別給付金を、**世帯主口座以外**で受給した世帯、  
②住民税非課税世帯等臨時特別給付金を、10月20日以降に**世帯主口座**で受給した世帯、  
③世帯の全ての方が令和4年1月1日以前から横浜市にお住まいの世帯です。
- 必要事項を記入し、添付書類と一緒に、専用の返信用封筒で**返信**してください。

### C 「申請書」の提出が必要な世帯

- 世帯の中に令和4年1月2日以降に市外から転入した方がいる世帯です。
- 横浜市ウェブページからダウンロード、または区役所で書類を受け取り、申請書を、添付書類と一緒に、**郵送**で提出してください。

## ② 家計急変世帯 (予期せず収入が減少し、世帯全員が住民税非課税相当の収入となった世帯)

- ①以外の世帯で、**令和4年1月～12月**の間に予期せず家計が急変した世帯に対する給付金です。
- 申請書類等は、横浜市ウェブページからダウンロード、または区役所で書類を受け取り、申請書に必要事項を記入して、添付書類と一緒に**郵送**してください。

### お問合せ

横浜市  
電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金  
コールセンター

**0120-045-320**

受付時間:9:00～19:00 ※土日祝、12/29～1/3を除く  
※受付日時は変更することがあります。

FAX番号:0120-303-464  
(耳の不自由な方のお問合せ用FAXです)

### 申請サポート窓口(各区役所)

各区役所に、申請手続きをサポートする窓口を設置しております。

受付時間:月～金曜日 :9:00～17:00

※受付日時は変更することがあります。



令和4年11月吉日

連合町内会長

自治会・町内会長 各位

南区振興協議会会長

令和5年南区新年賀詞交歓会の開催について（案内）

平素から南区の振興に御尽力いただき厚く御礼申し上げます。

さて、令和5年の新春を迎えるにあたりまして、令和5年南区新年賀詞交歓会を次のとおり開催し、南区発展のための新たな門出を祝いたいと存じます。

つきましては、御多用中とは存じますが、御参加くださいますよう御案内申し上げます。

- |   |      |                                              |
|---|------|----------------------------------------------|
| 1 | 日 時  | 令和5年1月11日（水）午前11時00分から                       |
| 2 | 会 場  | みなみん（南公会堂）                                   |
| 3 | 会 費  | 無料（※飲食を伴わない形式で実施します。）                        |
| 4 | 内 容  | あいさつ、お囃子・獅子舞及び区制80周年記念事業キックオフイベント（ロゴマークの発表等） |
| 5 | 申込方法 | <u>申込書の送付</u>                                |

**【12月14日（水）期限】**

・ ファックスで申込書送付先までご送付ください。

申込書送付先：FAX 241-1151 南区振興協議会事務局

誠に勝手ながら、お申込みは原則、1自治会・町内会につき1名様とさせていただきます。

なお、新型コロナウイルスの感染状況によっては、開催内容等を変更する場合がありますので、ご了承ください。

担当 南区振興協議会事務局 平井、小林  
（南区役所総務課庶務係）

電 話 341-1224

FAX 241-1151

令和 5 年南区新年賀詞交歓会  
参 加 申 込 書

|          |  |
|----------|--|
| 連合町内会名   |  |
| 自治会・町内会名 |  |

- ※ 連合町内会名と自治会・町内会名をご記載ください。  
※ 会場整理の都合上、1自治会・町内会につき1名様とさせていただきます。

|       |       |        |
|-------|-------|--------|
| お 名 前 | 役 職 名 | 事務局使用欄 |
|       |       |        |

|                          |
|--------------------------|
| 申込日：令和 4 年      月      日 |
| 申込者氏名：_____              |
| 連絡先(電話)：_____            |

申込書送付先    FAX    241-1151    南区振興協議会事務局あて